

調達要求番号：6NNK1CK0018

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
4 7 2 号隊舎居室内壁塗装 (居室A) ほか1件	4 8		
	作	成	令和8年5月26日
	変	更	
	作成部隊等名		神町駐屯地業務隊 管理科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において実施する「4 7 2 号隊舎居室内壁塗装」について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 関連文書

公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書

1.2.2 附属書

別表、別図第1～別図第2

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊神町駐屯地 山形県東根市神町南三丁目1 4 7 2 号建物
別図第1のとおり

2.2 役務内容

本役務は、4 7 2 号建物居室の内壁塗装を行うものとする。
詳細は別図第1、2のとおり

2.3 役務予定数量

居室区分	規 格	塗装面積（1室）	予定数量
居室A	内壁塗装 下地調整R B種 E P 塗り B種	42.07 m ²	20室
居室B		40.16 m ²	20室

a) 規格及び塗装面積等は別図第1、2のとおり

b) 塗装については、官側の発注依頼書に示す内容（時期、場所、数量）をもって実施するものとする。

- c) 年間予定数量については、あくまで予定であり確定しているものではない。
- d) 予定実施時期については、契約日から令和9年3月を基準とするが、細部は監督官と調整するものとする。

3 一般事項

- a) 本役務は、設計図書・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築・建築改修工事共通仕様書並びに監督官の指示により施工するものとし、特に記載がなくても技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。
- b) 本役務に使用する資機材、消耗品は全て請負側において準備する。
- c) 役務実施に伴い既存施設の破損または汚損させないように十分注意する。また破損、汚損が生じた場合は速やかに監督官へ報告し、請負者の負担において原状へ復旧すること。
- d) 駐屯地内では監督官の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- e) 本役務内で使用する電気及び水はすべて請負者側で用意するものとし、官側の電気及び水を使用する場合は、事前に官側へ水道・電気使用申請書を提出し、承認を受け契約担当官と契約の上使用するものとする。なお、仮設メーター設置等については、請負者側の負担とする。
- f) 役務完了後、請負者立会いの下、検査官による完了検査を受けなければならない。また、不合格の場合は、速やかに手直しを実施して検査官の再検査を受けるものとする。

4 特記事項

4.1 塗装工事

- a) 居室内部の整備対象外（床、建具、家具等）は適切な養生を行うものとする。
- b) 内壁塗装は、下地調整R B種、合成樹脂エマルションペイント塗りB種とする。
- c) 塗料はJ I S規格のF☆☆☆☆とし、色は監督官の指示によるものとする。
- d) 塗装後は居室内の清掃を行うものとする。

4.2 その他

本役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従うものとする。

問い合わせ先：神町駐屯地業務隊管理科営繕班 電話番号 0237-48-1151（内線 5873）

5 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業状況写真（作業の前、中、後及び監督官の指示事項に基づき撮影）
- b) 別表「提出書類一覧表」及びその他、官側が提出を求める書類。